

横浜市立六つ川西小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 3 日 策定
令和 5 年 2 月 2 8 日 改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方（横浜市いじめ防止基本方針より）

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ防止等に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「いじめ防止対策会議」の設置

（1）委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任、人権教育担当教諭、教務主任、学年主任、養護教諭
（状況に応じて SC や SSW、外部の専門家等）

（2）いじめ防止対策会議の運営

- ・「学校いじめ防止対策会議」を常設し、月 1 回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策会議」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

（3）いじめ防止対策会議の活動内容

「いじめ防止対策会議」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、具体的活動は以下に示す。

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ・「いじめ防止対策会議」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート、聴き取り等により事実関係の把握をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。

③取組の検証

- ・いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い、計画的に実施する。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組やプログラムを以下に示す。

- ・学級経営を基本とした授業づくり・集団づくり
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム（YP）」の活用
- ・横浜子ども会議等、児童の主体的な取組への支援
- ・人権教育、道徳教育の推進

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、次の取組を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修、情報共有の推進
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、学校の組織的対応につなげなければならない。いじめを認知した時の対応を学校として次のように取り組む。

- ・「いじめ防止対策会議」での情報共有、対応方針決定、記録の作成
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、必要に応じた警察署等関係機関との連携

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、及び保護者との確認を行っていること
- いじめ事案の対応後、日常の見守りや定期的な相談を実施する

(5) 教職員等への研修

『「いじめ」根絶！横浜メソッド』を活用し、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

(6) 児童支援・生徒指導専任教諭協議会等の活用

「児童支援・生徒指導専任教諭協議会」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を関係機関と共有し、事案対応を学ぶことを通して、学校としての課題解決力を高める。

(7) 取組の年間計画

月	内 容
4月	いじめ防止対策会議（いじめ防止基本方針確認） 人権に関する年間の計画（各学年） 学校生活に関わるアンケート1回目、保護者面談
5月	いじめアンケート実施（記名式） 教育相談、いじめ防止対策会議
6月	六つ西懇話会、横浜子ども会議に向けた話し合い いじめ防止対策会議
7月	教育相談、学校・家庭・地域連携事業、六ツ川中ブロック横浜子ども会議 いじめ防止対策会議、保護者面談
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修、南区横浜子ども会議区交流会
9月	いじめ防止対策会議
10月	いじめ防止対策会議 学校生活に関わるアンケート2回目、教育相談
11月	いじめ防止対策会議
12月	人権週間、いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式）、教育相談 保護者面談、いじめ防止対策会議
1月	六つ西懇話会、いじめ防止対策会議
2月	いじめ防止対策会議 学校生活に関わるアンケート3回目
3月	いじめ防止対策会議（いじめ認知継続事案の共有）
通年	横浜プログラムの実施、SCによる相談

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号）

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号）

ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（第一項附帯決議）

とされている。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査を実施）

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

(4) 児童・保護者への報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

6 いじめ未然防止対策

(1) 児童理解

- ①児童一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり
- ②児童がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり
- ③児童一人ひとりの心理や特性を見出す児童理解の促進
- ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

(2) 校内児童支援体制の充実

- ①道徳教育、人権教育の充実
- ②課題解決に向けた組織的な対応力の向上
- ③児童支援専任教諭の体制強化と育成
- ④校長のマネジメント力強化と、児童支援専任教諭等の課題解決能力の向上
- ⑤学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底

(3) 保護者との関係構築

- ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり
- ②保護者からの相談への組織的な対応